

提出書類一覧表（建設工事）

生駒市指定様式を含む下記の書類を番号順にそろえ、表紙と背表紙に会社名を記載したA4判紙ファイル（A4縦限定。とじ具が金属でないもの。）として提出してください（受付票と返信用封筒はファイル綴じしない）。

・指定様式は申請書（様式A-①及び②）、希望業種調書、委任状、営業所一覧表、工事経歴書、誓約書（暴力団排除関係）、受付票の8種類です。（市内業者はこれに誓約書（営業所調査関係）と営業状況調書が加わります。）

記

N o	書類の名称 (太字は指定様式)	様式	書類の説明
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	様式A-①	申請者の押印は不要ですが、行政書士は、行政書士の職印の押印が必要です。 (参考) 行政書士法施行規則 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 記載方法については本市様式記載例を参考に記載ください。
2	業態調書	様式A-②	記載方法については本市様式記載例を参考に記載ください。
3	希望業種調書	[指定様式]	市内本店業者は4業種までとしますが、それ以外の業者（市内支店業者及び市外業者）は2業種までとします。
4	誓約書（営業所調査関係）及び状況調書（市内業者のみ）	[指定様式]	市内に本店、支店又は営業所を置いている方は、誓約書及び状況調書を添付してください。本市様式記載例を参考に記載ください。
5	建設業許可（更新）通知書等の写し	[1通]	通知書が複数にまたがる場合はその全てを添付してください。また、許可証明書での提出も可能です。更新手続中の場合、通知書と併せて各許可権者の更新手続をしている証明書を添付してください。
6	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	[1通]	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日が、申請日から1年7ヶ月以内の最新のものに限りです。なお、入札において有効な経営事項審査結果通知を要件とするものについては、当該工種の総合評定値（P点）に点数が無い場合は入札に参加することができません。
7	社会保険等の加入状況が確認できる書類	[各1通]	別紙「建設工事における社会保険未加入対策について」をご覧ください。 文中の必要な書類を提出してください。
8	(※) 委任状（原本）（受任者設置用）	指定様式 [1部]	受任者（支店営業所等の長）に権限を委任する場合に必要です。
9	(※) 営業所一覧表	指定様式[必要枚数]	記載方法については本市様式記載例を参考に記載してください。 営業所で許可を受けているものすべての建設業に○を付してください。
10	建設業許可申請書（営業所一覧表の写し）	生駒市内に支店等を有する方のみ（市内本店業者及び市外業者は除く）[一式]	市内の支店及び営業所を受任者設定されている方は、建設業許可申請時に必要な書類として提出している営業所一覧表の写しを添付してください。ただし、許可（更新）後に、記載事項に関して変更届出書を提出した場合は、その写しも提出してください。
11	(※) 工事経歴書	指定様式[必要枚数]	希望業種分のみ提出してください。 記載方法については本市様式記載例を参考に記載してください。
12	商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し又は破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し	[1通]	申請書提出時前3ヶ月以内のもの 法人業者…… 商業登記簿謄本又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し 個人業者…… 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し (本籍地の市町村が発行するもの)
13	最新の納税証明書の写し	[各1通]	別紙「納税証明書の添付について」をご覧ください。 消費税については非課税業者であっても納税証明書が必要です。
14	誓約書（暴力団排除関係）	指定様式	本店住所、商号、代表者役職・氏名を記入してください。
15	事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書（官公需適格組合（事業協同組合）の方で希望する場合のみ）	[各1通] 詳しくは生駒市事業協同組合に係る建設工事等入札参加者資格審査に関する特例等実施要領をご参照ください。	① 事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書（生駒市公式ホームページから入手してください。） ② 官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面 ③ 役員名簿及び組合員名簿 ④ 組合が本市で登録する希望業種と同種の総合評定値を受けている、組合員3者までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
16	受付票	指定様式	会社名を記入してください。
17	委任状（行政書士代理人申請用）	任意様式	行政書士が申請代理人として代理人申請を行う場合は委任状を提出してください。なお、行政書士以外からの代理人申請は受け付けません。 委任者・受任者とも押印省略可。 様式は任意ですが、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。 (参考) 行政書士法 第十九条 行政書士又行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。
18	返信用封筒	[1通]	宛先を記入し、84円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。

(※) のついた添付書類(8、9、11)については、本市様式の項目が全て含まれている別様式を添付していただくことも可能です。